

静岡県告示第606号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和5年10月17日

静岡県知事 川勝平太

- 1 新居加入区（新居区域の中型しらす船びき網漁業、小型かつお一本釣漁業及びその他の小型漁業区分）
 - (1) 届出年月日
令和5年10月4日
 - (2) 発起人の住所及び氏名
湖西市新居町浜名177-2
山田 豊
湖西市新居町浜名4168
佐藤 鉄也
 - (3) 区域
新居区域
 - (4) 区分
中型しらす船びき網漁業、小型かつお一本釣漁業及びその他の小型漁業区分
- 2 地頭方加入区（地頭方区域の小型定置漁業、小型キンメ樽流し釣漁業、小型キンメ立縄釣漁業並びに中型しらす船びき網漁業、小型かつお一本釣漁業及びその他の小型漁業区分）
 - (1) 届出年月日
令和5年10月4日
 - (2) 発起人の住所及び氏名
牧之原市新庄1081
増田 茂記
牧之原市地頭方1171
株式会社幸福丸 西原忠
 - (3) 区域
地頭方区域
 - (4) 区分
小型定置漁業、小型キンメ樽流し釣漁業、小型キンメ立縄釣漁業並びに中型しらす船びき網漁業、小型かつお一本釣漁業及びその他の小型漁業区分